



研究成果の出版：『ドイツの従業員代表制と法』

<概要>

藤内教授は、2009年、研究成果をまとめて標記タイトルの本を出版しました（2009年12月、法律文化社、482頁）。本書の内容は、ドイツの従業員代表制に関する法律制度の内容とその運用実態の紹介です。

この点に関する従来の研究は法律内容の紹介が中心でしたが、本研究はその運用の実際および意義を明らかにした点で新しさがあります。

<本文>

・本研究の目的は、ドイツを例に企業内の従業員代表制の法律制度およびその実情を明らかにすることです。

日本では労働組合が企業別に組織されているために企業内の労働条件を組合が規制しています。しかし世界では、労働組合は産業別に組織され企業横断的に労働条件を規制することが多く、その場合に企業内の労働条件決定にあたり労働者側の利益を代表すべく従業員代表制が普及しています。本研究は、ドイツを例に産業別労働組合のもとにおける企業内労働条件決定の担い手の実情を明らかにするものです。

・ドイツに注目する理由は、①ドイツでは1920年以來、従業員代表制が法制化されていて、豊富な議論の蓄積があること、②従業員代表に強い参加権が与えられていること、③対等な協議・交渉になるよう条件整備されていることにあります。

・この研究で、従業員代表は労働組合のような団結ではないが、労働条件規制するにふさわしく使用者側と対等に協議・交渉する条件を備えていることが具体的に示されています。

・藤内教授は、20年来、この研究に取り組んできました。法律に関しては法律専門書の研究が中心となりますが、運営の実情に関しては、ドイツの社会学者による調査結果を紹介・分析するとともに、2度のドイツ留学中に従業員代表40余りをヒアリング調査したものです。

・日本では労働組合の組織率が低下するなか、労働条件決定に労働者側の声を反映させるべく従業員代表の立法化が議論されています。この研究はその議論で従業員代表制の構想具体化にあたり参考事例を提供するものです。

<お問い合わせ>

岡山大学大学院社会文化科学研究科 教授

藤内 和公（とうない かずひろ）

（電話番号）086-251-7492

（FAX番号）086-251-7350